

まつ毛エクステンションの教育プログラム等について
～ まつ毛エクステンションの安心・安全のために ～

まつ毛エクステンション教育プログラム検討会

標記については、昨年11月の厚生労働省の生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてとりまとめられた「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」を受け、全日本美容業生活衛生同業組合連合会が事務局となり、有識者の参画のもとに検討を進めてきたところであるが、今般、教育プログラムを別添のとおり、とりまとめたので報告を行う。

この教育プログラムは、美容師養成施設において選択必修課目としてまつ毛エクステンションを実施する場合を想定したものであり、美容師養成施設において、まつ毛エクステンションを選択必修課目とする場合、本教育プログラムが取り入れられ、教育内容の充実が図られることを期待する。

なお、公益社団法人日本理容美容教育センターの美容技術理論の教科書において、本年4月から、まつ毛エクステンションに係る記述の拡充が行われたところであり、さらに、今後、順次、内容の充実を図っていく予定と聞いているところであるが、本教育プログラムも参考にして、さらに教科書の充実が図られることを期待する。

まつ毛エクステンションの施術については、安心・安全が何よりも重視されるべきであるというのが本検討会の基本的な認識であり、今般の教育プログラムの眼目も、安心・安全の確保のための基礎的部分の形成を図るというものであり、安心・安全のために必要な事項を徹底して学ぶ必要があると考えたものである。

まつ毛エクステンションの施術については、目の周りへの施術であり、目や皮膚への健康被害等のトラブルを生じさせるリスクを内包しており、その因子としては、接着剤（グルー）のほか、固定テープや器具、人工毛等が想定されることから、これらに対応するトラブルの防止策について、具体事例に則して学ぶことの重要性を強調したい。また、健康被害等は、アレルギーや眼等の個々の状況に左右される面もあることから、カウンセリングを適切に行い、個々の状況に応じた施術を行うための基礎として、眼付属器官に関する知識が重要である点も指摘しておきたい。

もとより、実際の施術には、美容師養成施設で学んだ基礎の上に、さらに技

術的な研鑽を重ねていく必要があり、生涯学習としてまつ毛エクステーションのより専門的、高度な技術を学ぶことができるような教育環境の充実が図られることも重要である。

これらによって、各段階において、美容師がまつ毛エクステーションの施術に係る知識及び技術を学び、向上させることができるような教育環境の充実が図られることを期待するものである。

さらに、まつ毛エクステーションの施術に係る安心・安全の確保のためには、教育プログラムでも強調しているように、眼付属器官への施術であることを十分に踏まえた安心・安全な施術のための知識や技術はもとより、安心・安全を第一とする施術者の自覚や心構え、配慮が重要である点も指摘しておきたい。

まつ毛エクステーションの施術に当たっては、施術者の十分な認識のもと、美容所における「衛生管理要領」に基づき器具の消毒などの衛生管理が徹底されるとともに、施術者は問診票等を用いてカウンセリングを適切に行い、顧客の状況に応じて施術が可能であるかどうかについて十分に確認を行った上で、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について利用者に十分な説明を行い、理解を得るといった情報提供等の取組みが徹底される必要がある。さらに、万一、目等の異常が生じた場合には、医師の受診を受けるようにする必要があり、これらの点に関して意識の徹底を図ることが重要である。

本検討会における検討結果が、安全・安心なまつ毛エクステーションの施術の推進のための一助となれば幸いである。

まつ毛エクステーション教育プログラム

事項	留意点
<p>眼及びまつ毛などの眼付属器官に関する知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眼及びまつ毛などの眼付属器官の構造及び機能について、科学的、系統的な知識を習得すること。 ・眼及び眼付属器官の状態に影響を与える因子について知識を習得すること。 ・眼疾患、眼周囲の皮膚疾患等について、その発生機序や予防法に関して理解すること。
<p>まつ毛エクステーションの施術に係る技術の理論と実習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・器具等の種類、使用目的、形態、機能、成分、材質、物性、原理、特性、使用方法、使用上の注意、保守管理方法、選定方法等について理解すること。 ・技術の内容、手順、技術上の注意等について理解すること。 ・施術に係る適正な技術や安全のために必要な措置を身に付けること。
<p>まつ毛エクステーションの施術に係る説明等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施術が可能であるか事前に顧客の状態を確認するための方法について理解すること。 ・施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等についての顧客への事前説明の内容や方法について理解すること。 ・眼等の異常が生じた場合には、直ちに医師に受診することが必要であることを理解すること。

(参 考)

まつ毛エクステンション教育プログラム検討会委員名簿

氏 名	所 属
井上 優子	フォーラルビューティーアカデミー学長
古谷野圭子	ケサランパサラン表参道店店長
枝折 繁	SHIGE代表
白石 幸子	福岡美容専門学校北九州校教頭
鈴木 愛	まつ毛エクステ専門店「プリティスト・アイ」代表
鈴木 泰子	仙台理容美容専門学校代表理事
西井十六勝	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
福下 公子	社団法人日本眼科医会副会長
○渡辺 晋一	帝京大学医学部皮膚科主任教授

○座長

(50音順、敬称略)

(事務局) 全日本美容業生活衛生同業組合連合会

(オブザーバー) 厚生労働省健康局生活衛生課